

令和 8 年度

「新道の駅」開業に向けての提言



令和 8 年 7 月 1 日

遊佐町議会

提言にあたり

遊佐町は平成28年3月に「遊佐パーキングエリアタウン基本計画」を策定しました。令和4年12月には「遊佐パーキングエリアタウン（新道の駅）整備計画」を策定し、計画に従い令和5年11月には指定管理候補者の公募・選定を終えました。令和9年度初頭の開業を目指し現在本体工事の準備が進められております。

「新道の駅」開業による「道の駅を拠点とした町内全域の観光・ビジネス・交流の活性化」の目指す方向性を明らかにし、これから始まる起債償還等の財政負担の軽減に向けて提言するものであります。

本提言が遊佐町議会の総意及び町民の民意をまとめられたものであることを認識され、「新道の駅」開業に向けて反映されるよう強く望みます。

令和8年7月1日

遊佐町議会

議長 高 橋 冠 治

(提言 1)

町内全域へ人の流れを誘引する仕組みづくり

(提言 2)

財政負担の軽減に向けて

(提言 3)

指定管理者基本協定策定にあたって

(提言 1)

町内全域へ人の流れを誘引する仕組みづくり

【現状と課題】

「新道の駅」は日沿道と一般国道345号が交差する位置にあり、多くの誘客が見込める。施設機能情報が発信されていることもあり、開業に向け機運が高まっている。しかしながら「新道の駅」を拠点に町全体を活性化させるための計画が明確でない。町内全域へ人の流れを誘引する仕組みづくりが不可欠である。

【提言】

1. 「新道の駅」を拠点に、遊佐町特有の自然・観光資源・歴史的文化を活用した、町内全域へ人の流れを誘引する施策の構築や、交通インフラの整備を早急に進められたい。
2. 民間企業である指定管理候補者の知見を活用し「新道の駅」の賑わいを町内全域に波及させることにより、持続可能な遊佐町の実現を目指されたい。

(提言 2)

財政負担の軽減に向けて

【現状と課題】

「新道の駅」開業後の町の財政収入は、法人町民税と指定管理事業者からの納付金が想定される。指定管理候補者は共同企業体であり、いずれも町外に本店所在地を置く三法人により構成される。共同企業体は、民法上の組合に当たり税法上「新道の駅」事業の損益は全て、構成する各企業に帰属するため共同企業体としての納税義務は無い。また、指定管理事業者から町への納付金は営業利益の15%を基準とするとしており、損益の状況によっては納付金がないことも想定される。町が安定的に見込める財政収入は限定的である。

【提言】

1. 「新道の駅」の損益により直接遊佐町への納税が発生する、町内に本店所在地を置く法人組織の設立も視野に入れた指定管理の実現を目指されたい。
2. 起債の償還は町民負担となることを踏まえ、指定管理事業者からの納付金に最低納付金額を設けるなど、償還財源の確保に努められたい。

(提言 3)

指定管理者基本協定策定にあたって

【現状と課題】

指定管理者基本協定の策定により「新道の駅」管理に必要な基本的事項が定められる。施設を適正かつ円滑に管理するために支払われる指定管理料は、施設の維持管理及び公共機能維持のための対価であり「新道の駅」の営業維持を担保、目的とした支払いであってはならない。特に、公共機能と独立採算型の収益事業が併存する「新道の駅」管理のための基本協定は、町及び指定管理事業者それぞれの目的に寄与する負担を明確に定めることが求められる。

【提言】

1. 指定管理料は「新道の駅」の営業を維持するためのものではなく、施設の維持管理及び公共機能維持に限定した対価であり、飲食及び物販等の事業者提案による「独立採算の収益事業」と区分し、適正な金額となるよう定められたい。
2. 飲食及び物販等の事業者提案による「独立採算の収益事業」においては、無償賃貸ではなく、定期建物賃貸契約等の締結により指定管理事業者に対し床使用料等の負担を要請することが望ましい。
3. 町が負担する開業後の備品整備や修繕にあたっては、施設の維持管理及び公共機能維持のため不可欠なものに限定し、事業者提案による「独立採算の収益事業」に寄与するものは事業者の責任で行うよう定められたい。